

平成26年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成26年4月21日（月） 午前10時00分～午前11時25分

○ 場 所 守口市役所1号別館3階 第1委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 学校施設整備監 西 哲郎

指導部長 永井 竜二 生涯学習部長 松 良之

中央公民館長 福井 光治 総務課長 藤本 淳司

学校教育課長 大野 友己 保健・給食課長 西尾 浩樹

生涯学習課長 松原 俊三 スポーツ・青少年課長 宇野田 信幸

放課後こども課長 西本 岳史 教育センター長 廣部 孝徳

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第16号 守口市英語指導助手の就業等に関する規則の一部を改正する規則案

【説明要旨】

今回の一部改正を行う守口市英語指導助手の就業等に関する規則については、平成25年度11月定例会において審議後、制定をしたものである。報酬の額を規則の第6条第1項で月額30万円としているが、現在任用している5名の英語指導助手については、任用期間途中の規則の制定であったことから、契約時の要綱に基づき所得税及び住民税の控除前の額で年間360万円を下回らないよう課税補填を行うこととしていた。その課税補填を含めた報酬を支払うため、規則の一部を改正しよ

うとするもの。

第1条の財団法人自治体国際化協会の名称を、一般財団法人自治体国際化協会に改める。これは、財団法人自治体国際化協会が一般財団法人に移行したことに伴う改正である。

第6条の報酬の額を5月分の報酬額に所得税相当額を加算するため、月額30万円から月額30万7,080円に改め、5月1日からの施行とする。また、6月分の報酬額に所得税相当額及び住民税相当額を加算するため、平成23年度に任命された英語指導助手については、月額32万2,940円。平成24年度に任命されました英語指導助手は月額32万1,180円、平成25年度に任命された英語指導助手については月額31万400円に改め、それぞれ6月1日からの施行とする。

任命年度によって報酬額が異なるのは、前年度の所得によって決定される住民税の額の違いである。さらに7月分の報酬額に同様の所得税相当額並びに住民税相当額を加算するため、同じように平成23年度に任命された英語指導助手は月額32万1,920円、平成24年度に任命された英語指導助手については月額32万1,080円、平成25年度に任命された英語指導助手は月額30万9,780円にそれぞれ改め、7月1日からの施行とする。

6月分との違いについては住民税を月々均等割りをして、端数は6月分で上乗せをして調整をしているもの。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第17号 平成26年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員 の

任命及び委嘱について

【説明要旨】

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、施行令第14条の規定により本年度は小学校における平成27年度使用教科用図書の採択の年となっている。

5月9日に第1回選定委員会を開催するため、平成26年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員を決定するもの。

委員については本市教育委員会事務局より3名、また校長、教頭となるが本市立小学校より2名をそれぞれ選定委員の委員として任命をしようとするもの。また、本市立義務教育諸学校に在籍する児童生徒の保護者の中から該当にふさわしい方を2名選定委員会として委嘱をしようとするもの。

【審議状況】

委員「委員会規則の第4条に直接の利害関係を有する者は、委員となることができないということですが、具体的にはどのような範囲までなのかお聞きしたいと思います。」

事務局「ただいま、委員御質問の件でございますが、文部省初等中等教育局長通知の第96号に規定されており、発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族を指すものでございます。」

委員「内規のほうに保護者2名とされておりますが、保護者の方を選ぶ理由はどのようなものによるのでしょうか。」

事務局「保護者2名を選んだ理由ということでございますが、お二人とも守口市PTA協議会役員として御活動をされており、適任と判断をしております。」

委員「一般市民の方々の意見を聞くような機会は設けられているのでしょうか。」

事務局「保護者の御意見は選定委員会の中に保護者代表が2名入っているということもございますが、教科書の展示会を毎年開催しておりまして、その中で市民の方からも広く意見を伺う機会はございます。」

委員「ホームページなんかも活用されるんですか。」

事務局「ホームページでございますが、教科書展示を教育センターで実施していることを広報及びホームページで広く周知をさせていただきまして、市民の方々から広く御意見をいただきたいと考えております。」

委員「選定委員会が、調査を調査員の方をお願いできるとなっていますが、その調査員というのはどのような方がなっているのでしょうか。」

事務局「調査員でございますが、ただいま選定委員会のほうで調査員を置くことができるということでございますので、種目ごとに教育委員会が適当と認める方を任

命させていただくということでございます。なお、種目ごとの調査員の代表は教育委員会事務局職員または学校の管理職とさせていただきたいと考えております。」

委員「教科書展示の件で、毎年教育センターで展示をしているというお話でしたが、採択の年と採択のない年とで、違うところはあるのでしょうか。」

事務局「教科書展示でございますが、これは法令で展示会をするということが定められておりますので、毎年開催しているものでございます。ただ、市民の方々も採択の年度で新しく教科書が変わるということで大変興味を持たれて当然来られる方も多くなるかと考えております。」

委員「教育センターでと書かれておりましたけれども、どんな形でしょうか。自由に手にとって見れるという形なのでしょうか。」

事務局「教育センターは、守口市で教科書センターとして指定をしているものでございまして、市民の方々にその期間は広く手にとっていただけるように設置させていただいております。」

委員「守口市全体の小学校、中学校でございますけれども、これは一括して一つの教科書を選ぶという形になるということで理解をしてよろしいのでしょうか。」

委員「選定委員会の中で答申をいただきますので、その答申をもとに教育委員会のほうで種目の教科書を採択をしていただくということになります。もちろん小、中ともに全市共通の教科書を採択していただくということになります。」

委員「小中一貫校になると思うんですけれども、そちらの点で配慮すべきところは何かありますでしょうか。」

事務局「一貫校ができましても条例上は小学校、中学校でございます。指導要領をもとに検定教科書がされておりますので、特に教科書を変えるということはありません。」

- ・ 後に関係者のみの秘密会にて個人名を出して審議後、原案通り可決。

議案第18号 平成27年度使用小学校教科用図書の調査・研究に関する諮問案
に
ついて

【説明要旨】

教科書の調査研究を進めるに当たっての視点について、諮問案に示すもの。

その視点について5点にまとめており、まず1点目は学力向上につながる教科書であること。2点目は活用型学力を重視した教科書であること。3点目は言語活動を充実させるための教科書であること。4点目はICTを主体的、積極的に活用できる教科書であること。五つ目は、9年間の一貫した学びのつながりを図れる教科書であること。この5点を視点として示すもの。この五つの視点については、学習指導要領の内容と守口の子どもの学力における課題から定めている。

そこで教育委員会事務局として、守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、守口市教科用図書選定委員会に教科用図書の意見の提出について諮問案を提出する。

守 学 第 号
平成26年5月 日

守口市立義務教育諸学校教科用図書
選定委員会委員長 様

守 口 市 教 育 委 員
委 員 長 渡 邊 一 郎

平成27年度使用小学校教科用図書の調査・研究について（諮問）

教科用図書の採択は、教科用図書が教科の主たる教材として学校教育において学力向上や学習意欲を高める上で重要な役割を果たしていることに鑑み、綿密な調査・研究に基づき適正かつ公正に行われる必要があります。

そこで、市教育委員会では、綿密な調査・研究に基づき適正かつ公正な教科用図

書の採択を行うため、守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、下記のとおり、守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問いたします。

記

諮問事項

学習指導要領に示す各教科等の目標、内容、下記の視点及び、本市児童の実態や地域性等も十分に考慮し、平成27年度守口市立小学校において使用するのにふさわしい教科用図書に関する意見について

【守口の教科書採択における基本的な5つの視点】

(1) 学力向上につながる教科書

学習意欲を高める工夫や知識・技能の定着を図るための工夫がある。

(2) 活用型学力を重視した教科書

身近な生活の中から学習の課題を設定するなど、思考力・判断力・表現力を育むための工夫がある。

(3) 言語活動を充実した教科書

書くこと、話し合うことなど、子どもが主体的に考えたり、表現したりする工夫がある。

(4) ICTを主体的、積極的に活用できる教科書

考えたり、発表する場面でのICTを活用した例示、デジタル化した資料の添付、デジタルコンテンツの活用等ICT活用の工夫がある。

(5) 9年間の一貫した学びのつながりを図れる教科書

小中のつながりを意識して、9年間の学びの系統性を考慮した記述の工夫がある。

なお、留意事項として、教科用図書の選定に当たっては、適正かつ公正に努めること。種目ごとに全ての発行者の教科用図書を綿密に調査研究を行うこと。調査研

究に当たっては、大阪府教育委員会が別に提示する種目ごとの小学校教科用図書選定資料を活用すること。選定委員会は調査のための観点を設け、適切な調査資料を作成するとともに教科用図書における意見を平成26年7月初旬までに提出をすること。以上の4点を確認するもの。

【審議状況】

委員「ICTを主体的、積極的に活用できる教科書というのは、どのような教科書になるのでしょうか。」

事務局「諮問案にも記載しておりますとおり、考える場面、発表できる場面でICTを活用した例示のあるもの、あるいは教科書にある図やグラフなどデジタル化して資料として添付してあるもの、デジタルコンテンツが活用できる教科書を考えております。」

事務局「補足でございますが、守口市についてはICT機器等を非常に充実をさせていただいております。電子黒板やカメラ等こういうものを有効に活用できるような教科書の編成、内容、記述があるものという視点でこちらは考えております。」

委員「教科書の採択で一番問題とされるのが公平性の担保だと思います。今回いろんなことに配慮して公平性を担保することというのが考えられていると思うんですが、教育委員会としては、公平性を担保するためにどのようなことというふうに思っておられるか、お教えいただけますか。」

事務局「公平性の担保につきましては、調査員、選定委員の名前は一時非公開にさせていただいております。また、調査員には誓約書を作成していただいて、サインをしていただいているところでございます。また、事務局といたしましても、選定委員会や調査委員会で不正を防ぐということで何度も周知をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。」

委員「この誓約書の中にはどんなことが書いてあるんですか。」

事務局「参考までに読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。」

私は守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものでないことを誓約します。

ということでこちらにサインをいただいております。」

委員「直接の利害関係を有する者でないか、そういうことが間違いがないということ
を誓約すると、こういうことですね。名前を非公開にとおっしゃった意味は、例
えば業者さん等が個人を訪ねていくとかそういうことにならないというような配慮
と理解してよろしいのでしょうか。」

事務局「お示しのとおりでございます。教科書会社からの働きかけ等も十分考えら
れますので、非公開にしておるところでございます。」

委員「調査員の方というのは、全体ですけれども、どれぐらいの人数なのです
か。」

事務局「調査員の人数でございますが、約50人ぐらいと考えております。」

委員「全体で50人。教科ごとにどうのこうのということではなくて全体として5
0人でしょうか。」

事務局「委員お示しのとおりでございます。教科ごとの人数につきましては、選定
委員会のほうで協議をさせていただくこととなりますので、合計で約50人という
ふうに考えさせていただいております。」

上記の審議の後、原案通り可決。

議案第19号 平成26年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレ ン

ジテストへの参加について

【説明要旨】

去る3月25日、大阪府教育委員会より実施要領の決定通知とともに参加につい
ての照会があったもの。

調査は府内の市町村立中学校等の第1、第2学年の生徒を対象に悉皆調査として
実施される。第1学年では、国語、数学及び英語の3教科、第2学年では、これに
社会、理科を加えた5教科の学習内容の定着状況を把握しようとするものとなっ
ている。

チャレンジテストの実施日は平成26年1月14日となっている。本調査の目的

については、一つ目に生徒の学力状況を把握、分析し、市町村教育委員会が教育施策の検証を図ること、また各学校が学力向上の取り組みのP D C Aサイクルの一環として教育指導の改善を図ること、加えて生徒一人一人がみずからの学習到達状況を正しく理解し、学習目標の設定や学力向上への意欲を高めることとなっている。また、二つ目には学習評価における評定の公平性を担保する方策を検証することとなっている。

今年度、大阪府教育委員会では、抽出校から2学期末時点での仮評定を求め、テスト結果とその仮評定を統計的な手法で分析し、年度末には評定の範囲を作成、配付する予定である。また、評定の範囲については、各学校が現在実施している学習評価の妥当性、信頼性を高めるために有効な資料となると考えている。

本市としては、これまで小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国や大阪府の学力・学習状況調査等に継続して参加することによって、児童生徒の学力や学習状況調査等を踏まえた教育に関する継続的な検証改善サイクルが確立されており、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ってきたところである。本調査に参加することにより、中学校第1、第2学年の生徒の状況を把握することが可能となり、より細やかに教育施策の実施、検証が可能になると考えているところである。また、学校においてもより継続的な教育活動の検証、改善が可能となると考えられる。併せて、学校における適切な学習評価の研究及び改善にも資すると考えられることから、本調査に参加することは本市としても大変意義のあるものと考えている。

【審議状況】

原案通り可決。

議案第20号 守口市指定有形文化財の指定候補について

【説明要旨】

市指定有形文化財として、市文化財保護審議会に諮問しようとしている中西家文書は、旧中西邸に伝わったものであり、平成13年に寄贈されたものである。建造物のもりぐち歴史館「旧中西家住宅」については、平成9年に市指定有形文化財に指定し、平成10年に寄贈を受け、平成12年から平成13年にかけて保存修復工事を行った。今回の中西家文書は平成13年から平成18年にかけて整理作業を行い、

平成19年に「中西家文化財目録」として教育委員会から刊行した。その後、研究が進み、中西家が現在の愛知県に位置する尾張藩の蔵屋敷奉行等の役職についていたことなどから、平成24年に刊行されました愛知県史に中西家文書が紹介され、また平成26年刊行予定の愛知県史でも紹介される予定である。

また、本市社会教育関係団体の市文化財研究会からも当該文化財の指定への要望書が提出されたことから、昨年開催しました市文化財保護審議会で事前に伺ったところ、中西家文書は、本市の東村の行政文書だけでなく尾張藩との行政文書や文化面での資料等、多岐にわたることから貴重であり、「諮問に値する」という御意見をいただいた。今回教育委員会定例会に諮った上で、今後、市文化財保護審議会に諮問しようとするもの。

【審議状況】

委員「諮問してお願いする場合にどういう関係の方々がこれにかかわって審議をしていただけるのでしょうか。」

事務局「諮問した場合、守口市文化財保護審議会の委員に答申をお願いするわけですが、主に考古学、民族学、建築士等の学識経験者、また文化財愛護活動をされている方、こういった委員の方々6名によりまして諮問に対する審議をしていただくといったことでございます。」

事務局「本市の場合、社会教育関係団体の文化財研究会という団体がございます。そちらの会員さんに古文書を研究なされている方がいらっしゃいます。大学院を修了されて、現在、大学で講師をなされておられます。その方の御助言も拝聴しながら文化財審議会に御諮問を申し上げて御答申をいただく形になろうかと思えます。」

上記の審議の後、原案通り可決。